

農業委員会第32回総会議事録

1. 日 時 令和5年2月14日（火）午前9時30分～午前10時20分

2. 場 所 鈴鹿市役所 12階 1201会議室

3. 出席委員（17人）

会長	堀田 長久	会長職務代理者	鈴木 秀		
1 番	田中 恒司	4 番	佐々木 平	5 番	小菅 武次
7 番	飯田 秀治	8 番	辻 望	9 番	加藤 三久
10 番	小林 伸康	11 番	大石 徹也	12 番	平子 伸
13 番	稻田 利幹	15 番	近藤 啓子	16 番	大野 久美子
17 番	三田 久憲	18 番	豊田 栄美子	19 番	望月 広志

4. 欠席委員（2人）

2 番 長谷 康郎 14 番 上田 みね子

5. 事務局

農業委員会事務局 鈴木次長，小林農地GL，吉村，田吹
農林水産課 中野

6. 議事

開会

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第5号議案 買受適格証明願（農地法第3条）について

第6号議案 農用地利用集積計画について

報告事項1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等届出）

報告事項 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について（専決処理分）

報告事項 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・所有権）

報告事項 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・貸借権）

報告事項 7 号 非農地証明願いについて（市証明分）

報告事項 8 号 時効取得による移転について

報告事項 9 号 取下願・取消願の承認について

報告事項 10 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 32 回総会を開催いたします。開会にあたりまして堀田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

続きまして、議事に移らせていただきます。今後の議事進行は、堀田会長をお願いいたします。

議長（堀田会長）

それでは、お手元の事項書にしたがいまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 32 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を第 13 番稲田利幹様、議席番号 15 番近藤啓子様をお願い申し上げます。

それでは、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1の98番は、譲受人は、過去に耕作を行っていましたが現在耕作面積はありません。今回の申請地面積は1,526㎡で、この後ご審議いただきます第6号議案、農用地利用集積計画で5,819㎡申請されており、併せて7,345㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴9年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴9年が1名です。通作距離は約1.5kmです。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、9の96番は、譲受人は、利用農地2,102㎡を耕作されています。今回の申請地面積は3,592㎡で、併せて5,694㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機を3台、草刈機を2台、トラクター、動力噴霧器、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴60年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴60年、40年が各1名です。通作距離は約650mです。必要な農作業について、年間約200日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、10の95番は、譲受人は、利用農地5,754㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,416㎡で、併せて7,170㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台、草刈機を2台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴60年です。通作距離は約1.5kmです。必要な農作業について、年間約180日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、17の97番は、譲受人は、利用農地7,462㎡を耕作されています。今回の申請地面積は940㎡で、併せて8,402㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴35年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴50年が1名です。通作時間は車で約1分です。必要な農作業について、年間約160日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、21の94番は、譲受人は、利用農地6,342㎡を耕作されています。今回の申請地面積は4,434㎡で、合計10,776㎡となり、耕作放棄地等はありません。

取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを2台、農用自動車を5台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴50年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴45年が1名、20年が2名です。通作距離は約650mです。必要な農作業について、年間約300日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、21の99番は、譲受人は、利用農地8,081.84㎡を耕作されています。今回の申請地面積は523㎡で、併せて8,604.84㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕運機、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴40年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴10年が1名です。通作時間は車で約5分です。必要な農作業について、年間約90日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上6件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第1号議案は、承認いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。なお、23の13番及び23の14番の転用目的が分家住宅用地となっておりますが、23の13番が個人住宅用地、23の14番が住宅用地の一部（庭）に訂正させていただきます。申し訳ございません。それでは説明に移ります。

まず、15の12番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、磯山駅から南へ約220mに位置し、鉄道の駅から周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、既設水路へ放流します。雨水は既設水路へ放流します。周囲はコンクリート擁壁が設置されているため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、18の15番は、住宅用地の一部（納屋）として転用したい旨の申請で

す。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、井田川地区市民センターから南へ約410mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は既存の追認のため問題ありません。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設側溝へ放流します。周囲はコンクリート擁壁が設置されているため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、23の13番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから北西へ約1,750mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既存樹へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、23の14番は、住宅用地の一部（庭）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから北西へ約1,740mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は既存の追認のため問題ありません。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はコンクリートブロックを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

以上4件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第2号議案は承認といたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。なお、22の91番の転用目的が個人住宅用地となっておりますが、住宅用地の一部（駐車場）に訂正させていただきます。申し訳ございません。それでは説明に移ります。

まず、1の93番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから北へ約1,720mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置

する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、1の94番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから北へ約1,900mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、1の95番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから北へ約1,960mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、1の97番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから北へ約1,880mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、1の98番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから北へ約1,860mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、1の99番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから北東へ約2,030mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、5の90番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから南へ約670mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17 の 101 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから東へ約 1,790m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、19 の 100 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、久間田地区市民センターから北西へ約 920m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22 の 91 番は、住宅用地の一部（駐車場）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから北西へ約 3,520m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は融資の見込みがあること及び残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22% 以上を満たす計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設水路へ放流します。周囲は盛土を設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、23 の 102 番は、近隣で金属加工工場を営む者のための駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 1 種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから南東へ約 2,150m に位置し、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第 1 種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、既存敷地の拡張に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透で、敷地外周部には U 字側溝を埋設しており、流出を防止します。周囲は土のうを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

以上 11 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 3 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 3 号議案は、承認いたします。

続きまして、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

まず、15の54番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、中瀬古駅から北西へ約610mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15の56番は、住宅用地の一部（物置用地）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、中瀬古駅から北西へ約980mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は支払い済みの領収書を確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はコンクリートブロックが設置されており、板も設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の55番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから南東へ約1,180mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上3件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第4号議案は承認といたします。

続きまして、第5号議案 買受適格証明願について、事務局より説明いたします。
事務局

第5号議案 買受適格証明願について説明いたします。

本件は、名古屋国税局の公売により、国府町字牛落4305番4の土地に対して農地法第3条許可の買受適格証明願が提出されていますので農地法第3条の規定による許可申請について説明をいたします。

1の2番について説明いたします。譲受人は、利用農地4,376㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,205㎡で、併せて5,581㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、コンバイン、農用自動車を各1台所有し、田植機を1台リースされ

ています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 50 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 35 年、20 年が各 1 名です。通作時間は車で約 10 分です。必要な農作業について、年間約 200 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上 1 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、本件についてご承認いただきましたら、落札決定後、落札決定を証する書類の提出があり次第、農地法許可申請につきましては、改めて、ご承認いただくことなく、許可書を交付することとなっておりますので、ご了承をお願いします。また、本件につきましては公売による入札となりますので、申請件数及び入札者の個人情報等については、特に守秘義務を厳守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 5 号議案は承認いたします。また、この書類につきましては、閉会時には机の上に置いていただき、事務局が回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、第 6 号議案 農用地利用集積計画についてでございますが、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第 6 号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

計画書 8 ページ目 33 番は河曲地区で米 20 k g の物納です。

計画書 10 ページ目 41 番から 44 番は一ノ宮地区です。41 番は、使用貸借です。42 番は、米 20 k g の物納です。43 番は、米 35 k g の物納です。44 番は、米 50 k g の物納と使用貸借です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何か、ご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は承認いたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第 6 号議案についてでございますが、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

計画書 13 ページ目 52 番から 54 番は玉垣地区です。52 番は、米 10 k g と米 35 k g の物納です。53 番は、米 25 k g の物納です。54 番は、米 35 k g と米 50 k g の物納です。

計画書 14 ページ目 56 番は若松地区で米 25 k g と米 50 k g の物納です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何か、ご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は承認いたします。それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第 6 号議案につきまして事務局より説明いたします。

事務局

続きまして計画書 1 ページ目 1 番から 4 番は、国府地区です。1 番は、使用貸借です。2 番は、米 30 k g の物納です。3 番及び 4 番は、米 25 k g 相当の金納です。

2 ページ目 5 番から 3 ページ目 19 番は、庄野地区です。5 番から 15 番は、使用貸借です。16 番は、1 筆で米 30 k g の物納です。17 番は、米 20 k g の物納です。18 番は、米 30 k g と米 15 k g の物納です。19 番は、米 25 k g 相当の金納です。

4 ページ目 20 番から 24 番は、加佐登地区で使用貸借です。

5 ページ目 25 番から 30 番は、牧田地区です。25 番は、使用貸借と米 10 k g の物納です。26 番は、米 20 k g の物納です。27 番及び 28 番は、米 25 k g の物納です。29 番は、米 35 k g と米 25 k g の物納です。30 番は、米 25 k g 相当の金納です。

6 ページ目 31 番は、石薬師地区で使用貸借です。

7 ページ目 32 番は、稲生地区で経営移譲に伴う法人化による賃貸借権の移転です。

8 ページ目 34 番から 9 ページ目 40 番は、河曲地区です。34 番及び 35 番は、米 30 k g の物納です。36 番は、米 50 k g の物納です。37 番及び 38 番は、米 35 k g と米 25 k g の物納です。39 番は、米 35 k g と米 10 k g の物納です。40 番は、米 35 k g と米 50 k g の物納です。

10 ページ目 45 番は、一ノ宮地区で米 25 k g 相当の金納です。

11 ページ目 46 番から 48 番は、箕田地区です。46 番及び 47 番は、米 25 k g の物納です。48 番は、米 50 k g 相当の金納です。

12 ページ目 49 番から 51 番及び 13 ページ目 55 番は、玉垣地区です。49 番は、米 35 k g の物納です。50 番は、米 50 k g と米 25 k g の物納です。51 番及び 55 番は、米 50 k g の物納です。

15 ページ目 57 番は、栄地区で米 8 k g の物納です。

16 ページ目 58 番から 17 ページ目 67 番は、合川地区です。58 番は、使用貸借です。59 番から 66 番は、米 30 k g の物納です。67 番は、米 5 k g 相当の金納です。

18 ページ目 68 番から 19 ページ目 73 番は、椿地区です。68 番は、6 筆合計で 3, 000, 000 円の所有権移転です。69 番及び 70 番は、使用貸借です。71 番は、5, 000 円の金納です。72 番及び 73 番は、10, 000 円の金納です。

20 ページ目 74 番は、深伊沢地区で使用貸借です。

21 ページ目 75 番及び 76 番は、鈴峰地区で使用貸借です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何か、ご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 6 号議案は、承認といたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項 1 から 10 につきまして一括して事務局より説明します。

事務局（議案書朗読）

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項 1 から 10 の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告といたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

辻委員

報告事項 9 の取消願ですが、「法務局で地目変更できなかったため」という理由は分かりますか。

事務局

これは市街化区域における転用届ですが、宅地と一体利用している農地を住宅敷地の一部として転用するとの届出でございましたが、法務局の登記官が現地確認しましたところ、農地と宅地の間にかなりの段差があり、住宅の一部としては認められないとのことで、登記地目が変えられないという理由で、取消願が出ております。

辻委員

現況は宅地として利用されていますか。

事務局

特段利用されていない状態です。

議長（堀田会長）

外に何かございますか。

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。